
第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化・核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立化、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まり、こども・若者のひきこもり、自殺・犯罪をはじめとした生命・安全の危機など、こども・若者及び子育て家庭をめぐる様々な課題が顕在化しています。

このような中、国では令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」をめざしています。

本町では、これまで子ども・子育て支援法第61条に基づく「うみっ子未来プラン（第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、幼児教育・保育事業を提供するとともに、母子保健の充実やこどもの生きる力を育成する教育環境の整備、こどもの育ちを支えるまちづくりの推進を図ってきました。

今回策定する「うみっ子未来プラン（宇美町こども計画）」は、第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた各施策に、こども大綱において推進を図るべきと定められたこども施策の視点を加え、様々な状況にあるこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までのライフステージごとに必要となる支援やサービスをこども・若者・家庭に確実に届け、また、社会全体でこども・若者及び子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐなど、効果的なこども施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

(2) こども大綱の概要

① こども大綱の基本的な方針（6本の柱）

- 『こども大綱』とは、『こども基本法』に基づき、これまで別々に作成されてきた『少子化社会対策大綱』、『子供・若者育成支援推進大綱』、『子供の貧困対策に関する大綱』を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。
- 「市町村こども計画」は、『こども大綱』の内容を踏まえて策定することとされています。
- 『こども大綱』がめざす“こどもまんなか社会”とは「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」です。
- そのための基本的な方針として、以下の6つの柱を掲げています。

①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。

⑥施策の総合性を確保すること

施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

② こども施策に関する重要事項

- “こどもまんなか社会”を実現するためのこども施策に関する重要事項については、以下の3つの視点に立って様々な施策や取組を行っていくとしています。

こども施策に関する重要事項

(1)ライフステージを通した重要事項

- ①こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有
・こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等
- ②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
・遊びや体験活動の推進 ・生活習慣の形成・定着 ・こどものためのまちづくり 等
- ③こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
・こどもの成育に関する相談支援 ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 等
- ④こどもの貧困対策
・教育の支援 ・保護者の就労支援 ・経済的支援 等
- ⑤障がい児支援・医療的ケア児等への支援
・地域における支援体制の強化 ・働くうえでの多様性の推進 ・特別支援教育 等
- ⑥児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援
・児童虐待防止対策の強化 ・ヤングケアラーへの支援 等
- ⑦こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
・こども・若者の自殺対策 ・インターネット利用環境整備 ・性犯罪、性暴力対策 等

(2)ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 等
- ②学童期・思春期
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生
・公教育以外の居場所づくり ・不登校のこどもへの支援 ・いじめ防止 等
- ③青年期
・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 等

(3)子育て当事者への支援に関する重要事項

- ①子育てや教育に関する経済的負担の軽減
・幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援 等
- ②地域子育て支援、家庭教育支援
・一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等
- ③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
・長時間労働の是正や働き方改革 等
- ④ひとり親家庭への支援
・児童扶養手当などによる経済的支援 ・こどもに届く生活、学習支援 等

③ こども施策を推進するために必要な事項

- 前述のこども施策を推進するために必要な事項として、以下の3つの視点による取組や体制の構築を行っていくとしています。

こども施策を推進するために必要な事項

(1)こども・若者の社会参画・意見反映

- ①国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- ②地方公共団体等における取組促進
- ③社会参加や意見表明の機会の充実
 - ・こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成
 - ・こども・若者の意見を表明する権利に関する周知啓発 等
- ④多様な声を施策に反映させる工夫
 - ・意見聴取に係る多様な手法の検討と十分な配慮や工夫 等
- ⑤社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ⑥若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - ・こどもの社会参画の拠点や機会の提供を行う社会教育施設や民間団体等との連携強化 等
- ⑦こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

(2)こども施策の共通の基盤となる取組

- ①「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
 - ・こども・若者や子育て当事者の視点に立った評価の仕方の検討 等
- ②こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - ・こども・若者の支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上
 - ・子育てに携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化 等
- ③地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - ・子育て世帯を一手に支援する「こども家庭センター」の全国展開 等
- ④子育てに係る手続きの軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - ・こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くようなわかりやすい情報発信 等
- ⑤こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
 - ・公共交通機関等における妊産婦や乳幼児を連れた家庭への理解・協力の促進 等

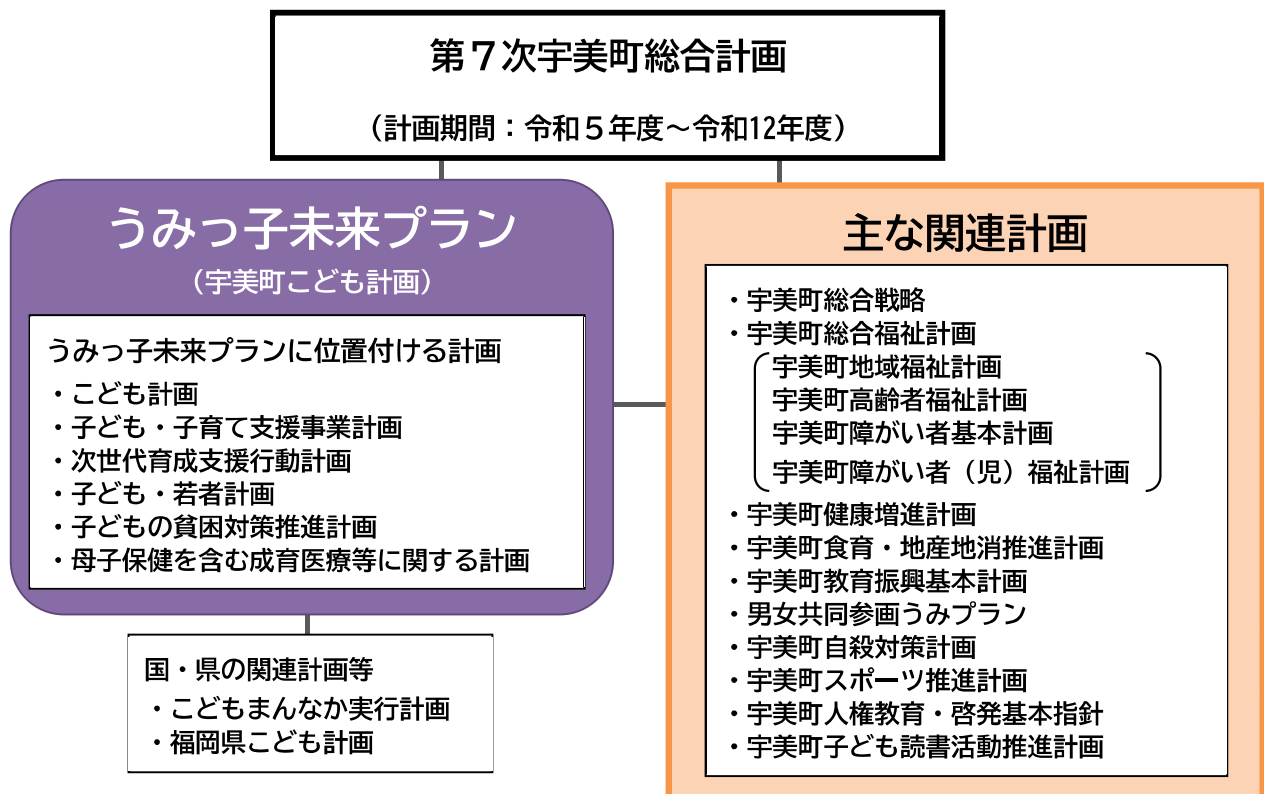
(3)施策の推進体制等

- ①国における推進体制
- ②数値目標と指標の設定
- ③自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- ④国際的な連携・協力
- ⑤安定的な財源の確保
- ⑥こども基本法付則第2条に基づく検討

(3) 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。
- また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。
- さらに本計画は、「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に定める「市町村次世代育成支援行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」(第9条)に定める「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(第9条)に定める「市町村子どもの貧困対策推進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の趣旨を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」としての位置付けも担う計画として策定します。
- 本計画においては、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期(施策によっては40歳未満までのポスト青年期)としています。
- 本計画の策定にあたっては、「第7次宇美町総合計画」(令和5～令和12年度)を上位計画とし、「宇美町総合福祉計画」「宇美町健康増進計画」「宇美町教育振興基本計画」などの福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容を踏まえて策定しています。

■ 計画の位置付け ■



第1章 計画の策定にあたって

(4) 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化のなかで、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和9年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

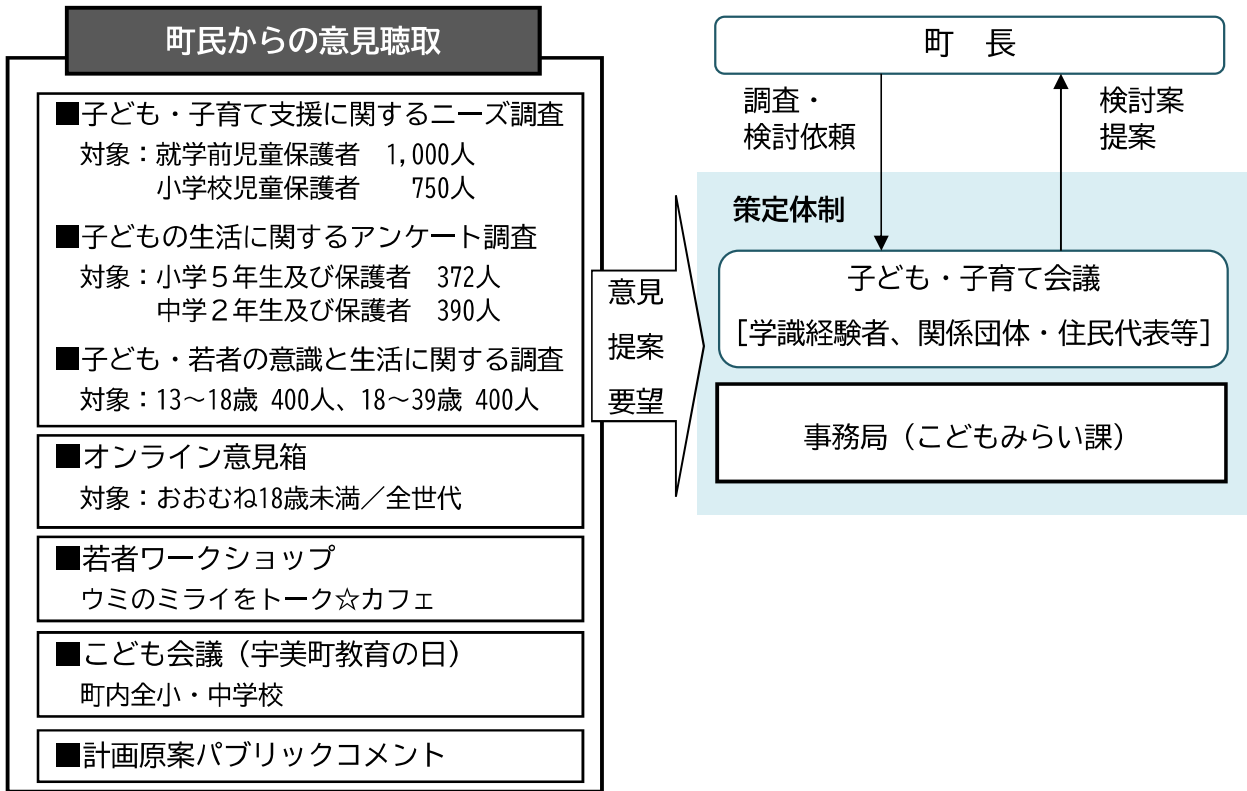
2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度	2025年度 R7年度	2026年度 R8年度	2027年度 R9年度	2028年度 R10年度	2029年度 R11年度
うみっ子未来プラン (第二期宇美町子ども・子育て支援事業計画)					うみっ子未来プラン (宇美町こども計画)				
							見直し		

(5) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や保育所等・幼稚園の関係者、学識経験者等で構成する「宇美町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、こども、若者、保護者に対するアンケート調査や計画案に対するパブリックコメント（町民意見提出手続）により、町民の意見の反映に努めました。

■ 計画の策定体制、及び町民意見聴取の取組 ■



2. 宇美町のこども・子育て家庭を取り巻く現状

(1) 人口の状況

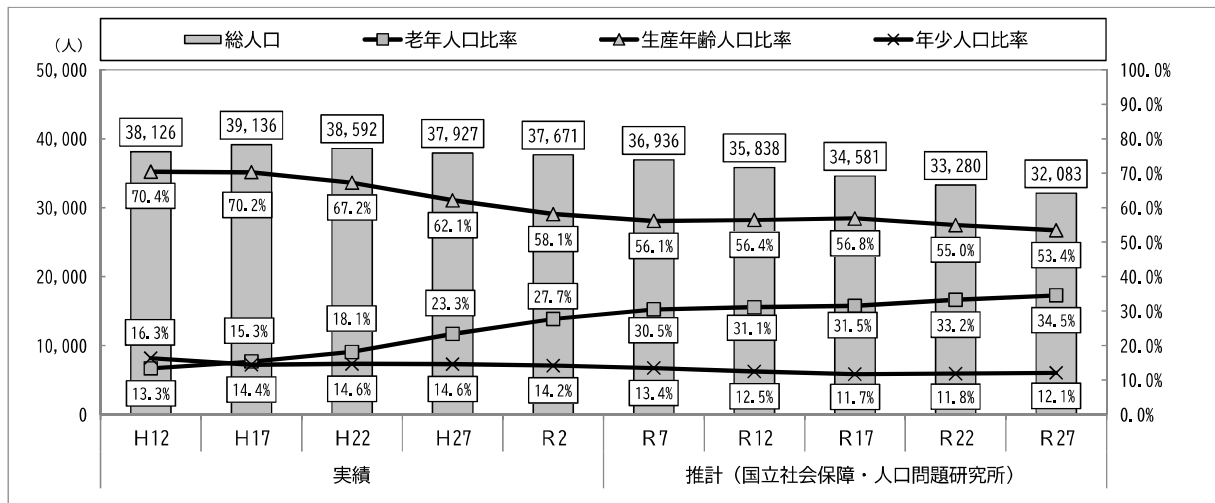
① 長期的な人口の推移

宇美町の総人口は、平成17年をピークに減少し、令和2年の総人口は37,671人となっています。

推計（国立社会保障・人口問題研究所）によると、総人口は、令和17年には35,000人を割り込み、令和27年には32,083人まで減少すると見込まれます。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率は減少し続けており、平成17年には、老年人口比率を下回りました。近年は、ほぼ横ばいで推移しており、この傾向が今後も継続すると見込まれます。生産年齢人口比率は、平成12年をピークに令和27年まで減少すると見込まれます。老年人口比率は、令和27年まで増加し続けると見込まれます。

【長期的な人口の推移（実績と将来推計）】



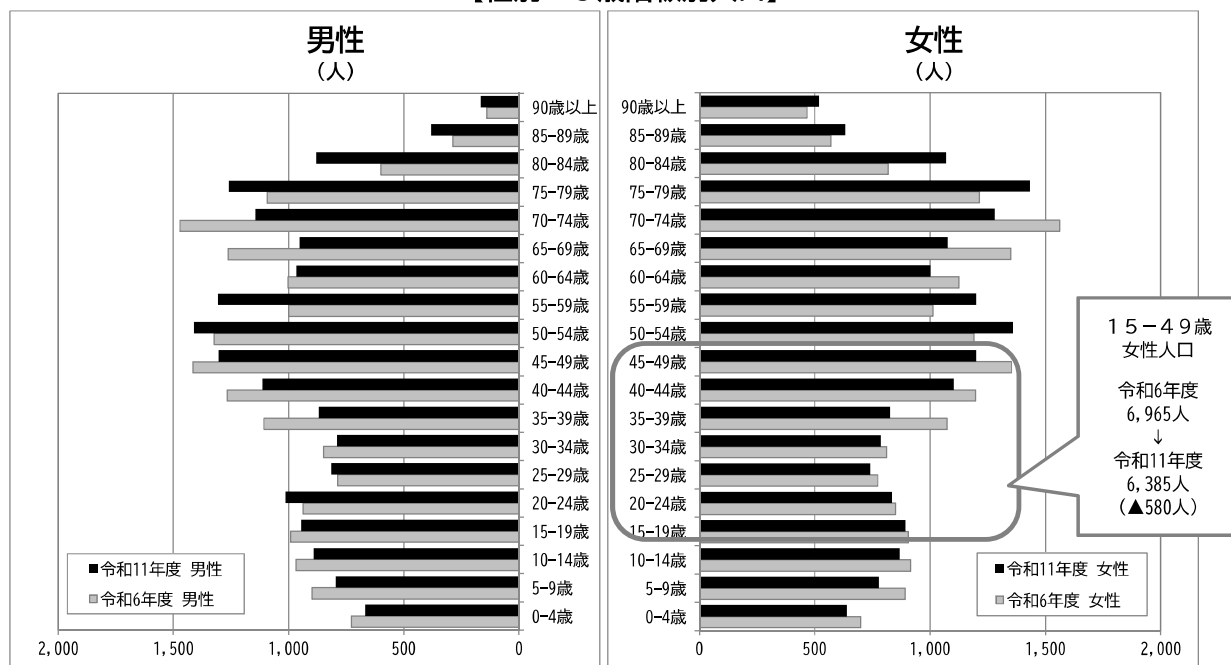
	実績					推計（国立社会保障・人口問題研究所）				
	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
0-14歳（人）	6,213	5,646	5,648	5,529	5,332	4,966	4,466	4,043	3,928	3,867
15-64歳（人）	26,839	27,492	25,952	23,552	21,914	20,718	20,225	19,657	18,291	17,133
65歳以上（人）	5,074	5,998	6,992	8,846	10,425	11,252	11,147	10,881	11,061	11,083
総人口（人）	38,126	39,136	38,592	37,927	37,671	36,936	35,838	34,581	33,280	32,083
年少人口比率	16.3%	14.4%	14.6%	14.6%	14.2%	13.4%	12.5%	11.7%	11.8%	12.1%
生産年齢人口比率	70.4%	70.2%	67.2%	62.1%	58.1%	56.1%	56.4%	56.8%	55.0%	53.4%
老年人口比率	13.3%	15.3%	18.1%	23.3%	27.7%	30.5%	31.1%	31.5%	33.2%	34.5%

資料／実績：総務省「国勢調査」、推計：社人研「日本の地域別将来推計（令和5年推計）」より加工、集計

第1章 計画の策定にあたって

令和6年度（実績）と本計画最終年度である令和11年度（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口はこの間に580人減少することが見込まれるため、今後出生数の減少につながる可能性があります。

【性別・5歳階級別人口】

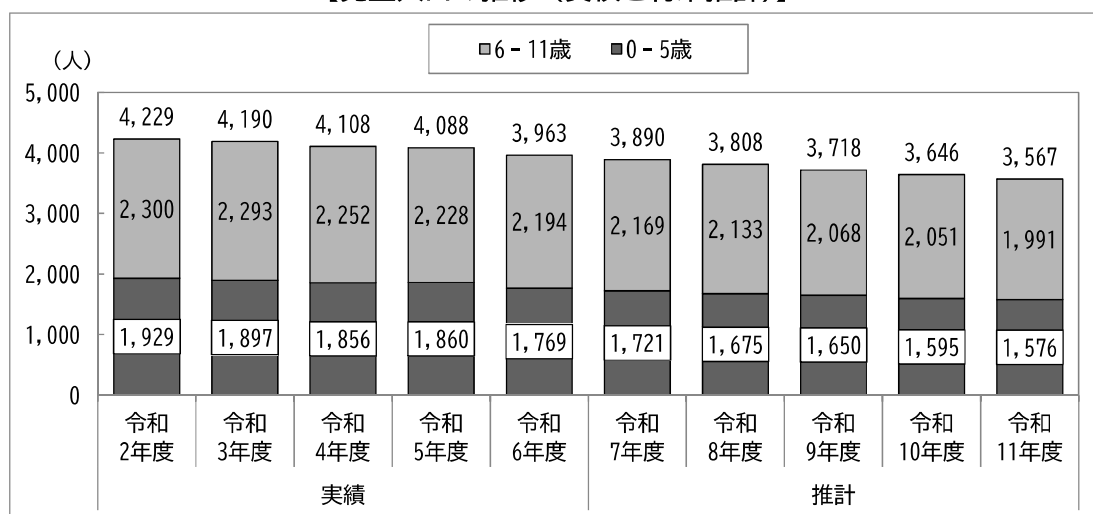


資料／令和6年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和11年度：コーホート変化率法による推計値

② 児童人口（小学生以下）の推移

児童人口の推移をみると、前述のとおり、15～49歳女性人口の減少等が予測されるため、就学前児童（0～5歳）は、令和6年度（4月1日現在）1,769人から、令和11年度1,576人へと193人減少する見込みです。小学生（6～11歳）も同様に、令和6年度（4月1日現在）2,194人から、令和11年度1,991人へと203人減少する見込みです。

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



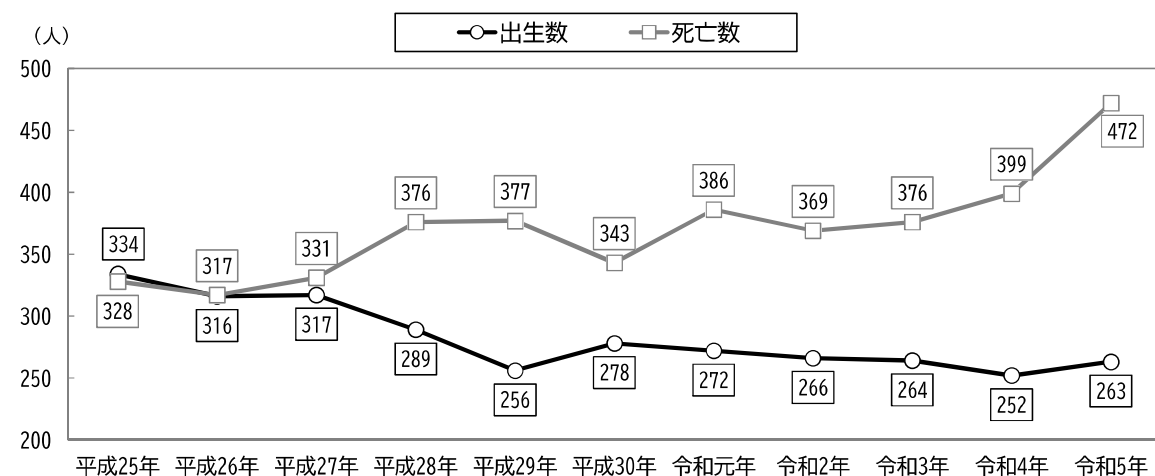
資料／令和3～6年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和7～11年度：コーホート変化率法による推計値

③ 出生数・死亡数・合計特殊出生率の推移

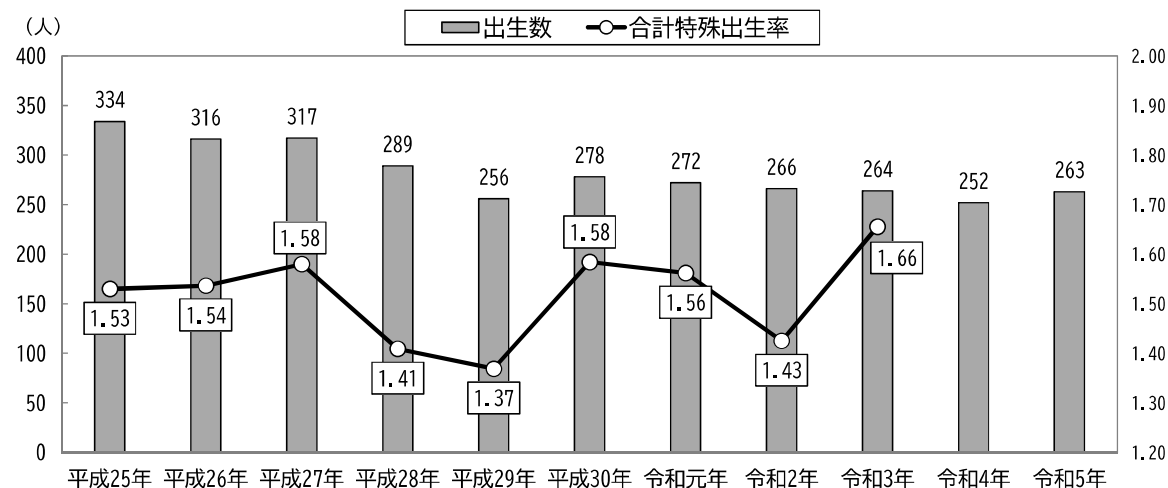
出生数・死亡数については、平成26年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減の状況が続いています。

合計特殊出生率の推移をみると、近年では、極端に上昇、低下する年があります。また、合計特殊出生率と出生数の増減を比較すると、出生数は減少傾向にありますが、合計特殊出生率は上昇傾向にあります。しかし、国が掲げる国民希望出生率（1.80：社人研「出生動向基本調査」）や人口置換水準（2.07：社人研「人口統計資料集2023年改訂版」）には達しておらず、出生数は減少傾向にあるため、少子化傾向が続いています。

【出生数・死亡数の推移】



資料／福岡県「福岡県の人口と世帯年報」



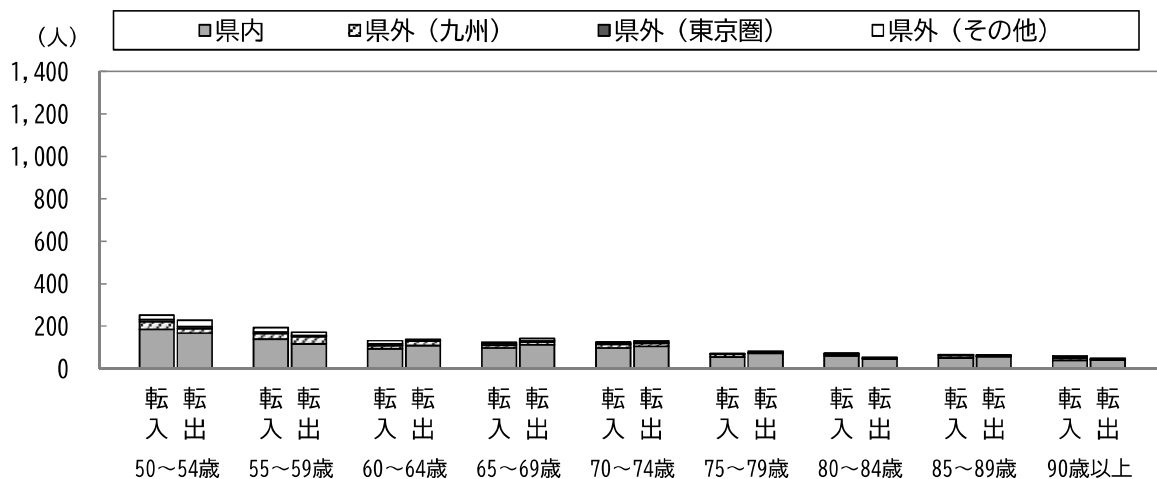
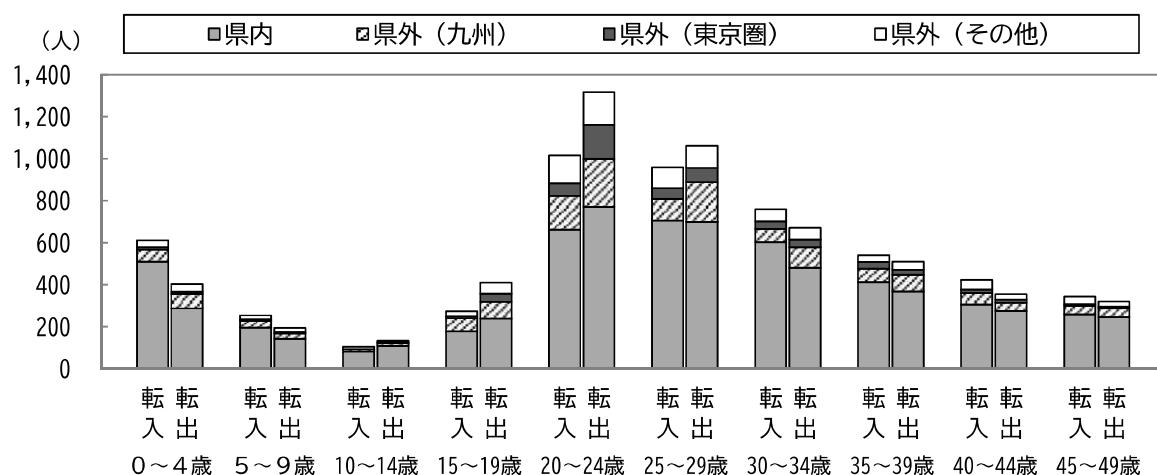
資料／総務省「国勢調査」、福岡県「福岡県人口移動調査」「福岡県保健統計年報」より加工、集計

④ 5歳階級別の転入者数・転出者数（令和2年～令和5年合計）

令和2年から令和5年までの4年間の転入者数・転出者数を年齢5歳階級別にみると、15～29歳で、転入者数に比べ各地域への転出者数が多くなっており、特に15～24歳での転出者数が多く、進学や就職に伴う転出などが考えられます。また、65歳以上では、県内への転出者数が多く、加齢に伴う健康状態の悪化などによる転出が考えられます。

さらに、30～49歳が転入超過となっていることから、子育て世代の転入が一定数あることが分かります。

【5歳階級別の転入者数・転出者数（令和2年～令和5年合計）】

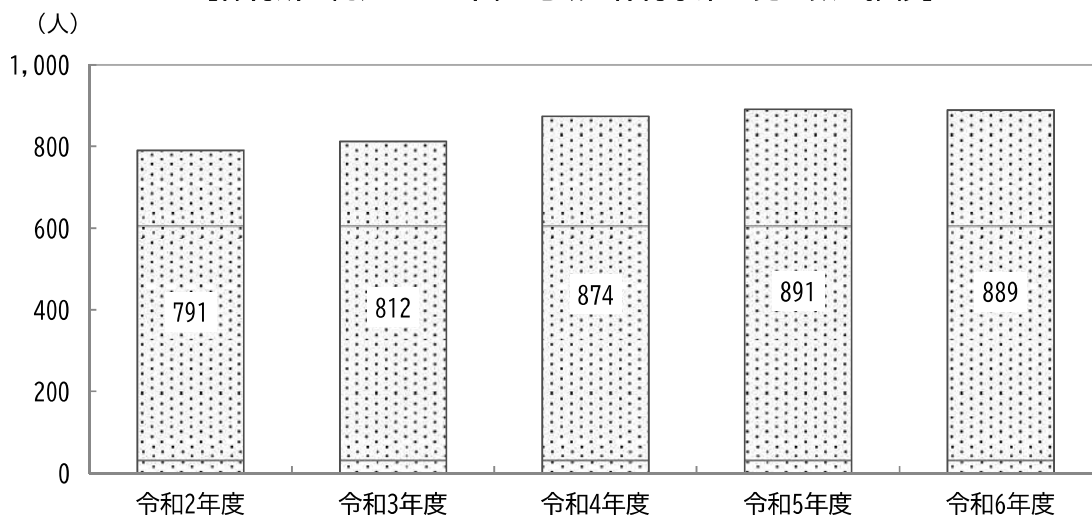


資料／デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「04_男女、年齢、移動前の住所地別転入者数・男女、年齢、移動後の住所地別転出者数」より加工、集計（国外からの転入、国外への転出者は除く）

⑤ 保育所・認定こども園・地域型保育事業の児童数

保育所・認定こども園・地域型保育事業の児童数は概ね増加傾向にあり、令和6年度は889人となっています。

【保育所・認定こども園・地域型保育事業の児童数の推移】

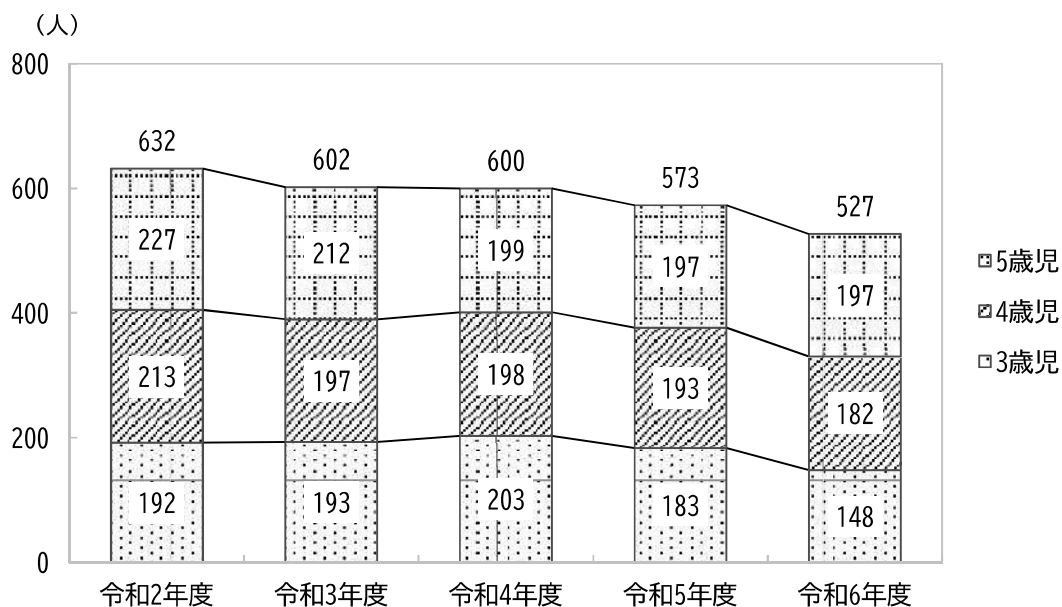


資料／宇美町調べ（各年4月1日現在）

⑥ 幼稚園の児童数

幼稚園の児童数は減少傾向にあり、令和6年度には527人となっています。

【幼稚園の児童数の推移】



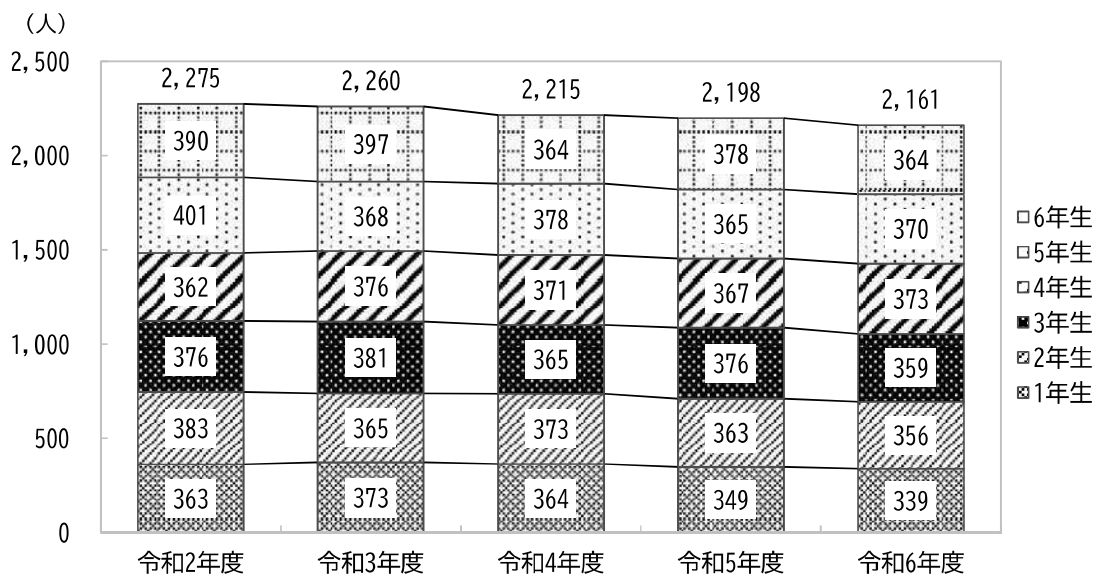
資料／学校基本調査（各年5月1日現在）

第1章 計画の策定にあたって

⑦ 小学校及び中学校の児童・生徒数

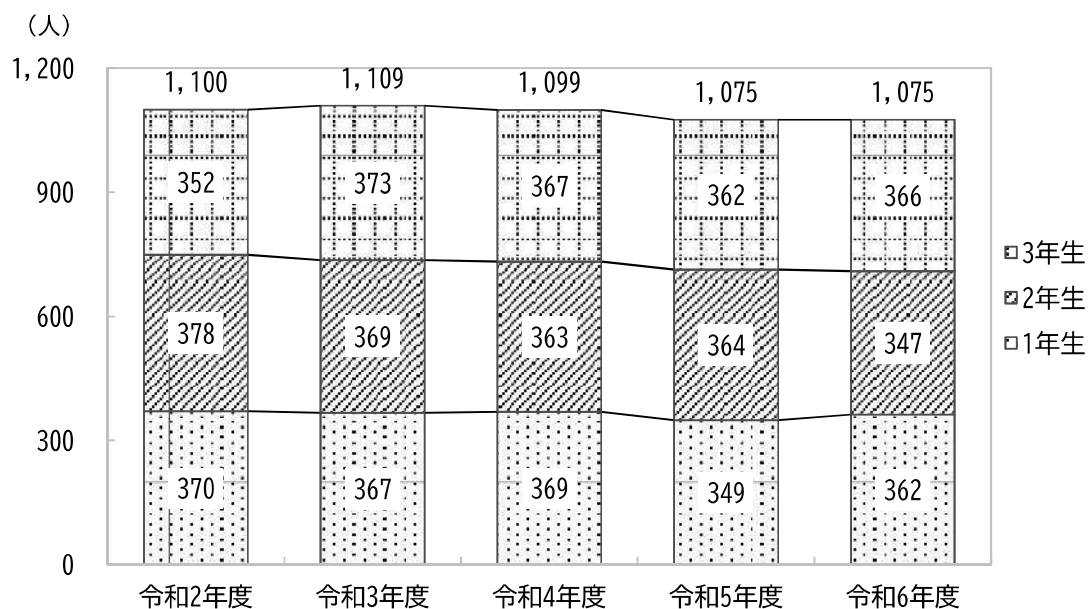
小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6年度には2,161人となっています。

【小学校児童数の推移】



中学校の生徒数は、1,070人～1,100人前後で推移しています。

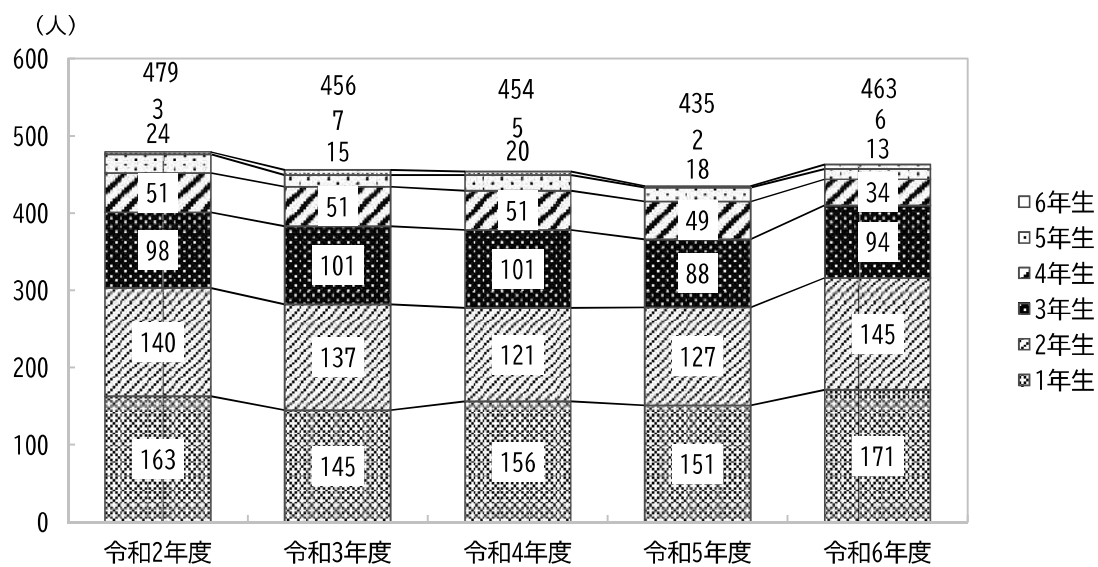
【中学校生徒数の推移】



⑧ 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は減少傾向にありましたが、令和6年度に増加に転じ、463人となっています。

【放課後児童クラブ利用者数の推移】



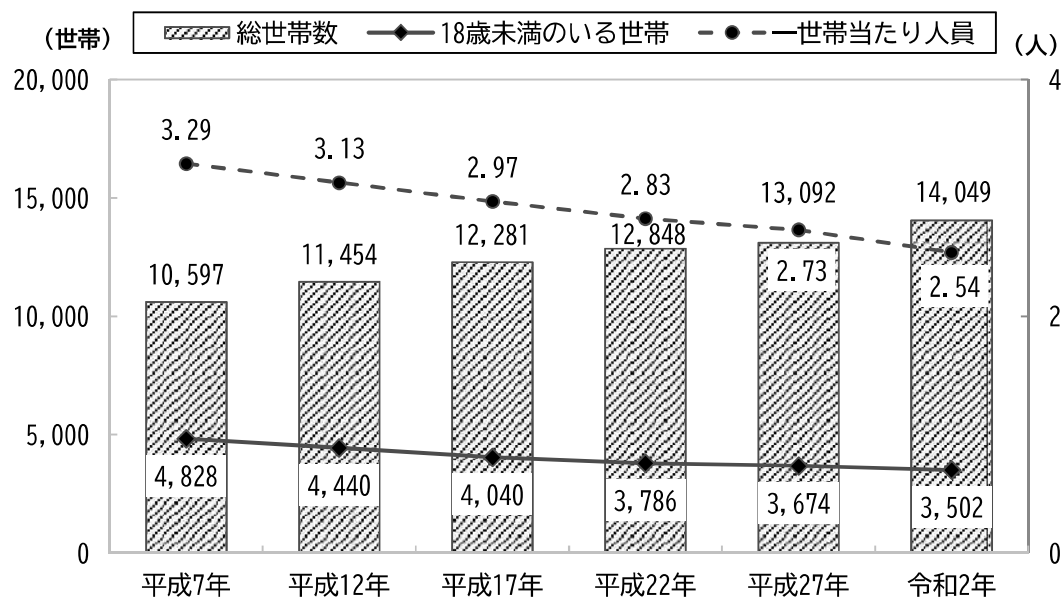
資料／宇美町調べ（各年4月1日現在）

(2) 世帯や地域の動向

① 世帯の動向

宇美町全体の世帯数は増加傾向にあり、令和2年には14,049世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で、令和2年は2.54人となっています。18歳未満のいる世帯数も減少傾向で、令和2年は3,502世帯となっています。

【宇美町の世帯数と一世帯当たりの人員、18歳未満のいる世帯数の推移】



資料／総務省「国勢調査」

② 就業状況

宇美町の就業者数は、男女とも平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には男女ともに減少に転じました。その後、男性は減少傾向にある一方で、女性は増加傾向となっています。

女性の年齢別労働力率をみると、25～29歳では83.2%ですが、30～34歳になると76.3%に下がります。その後上昇し、40～44歳では84.7%、45～49歳では85.5%となります。これは結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したころにパート等で再就職をする女性が多いことを示しており、このような働き方を「M字型就労」といいます。宇美町でもこの就労パターンがみられますが、平成27年と比べると全体的に就業率が上昇しています。

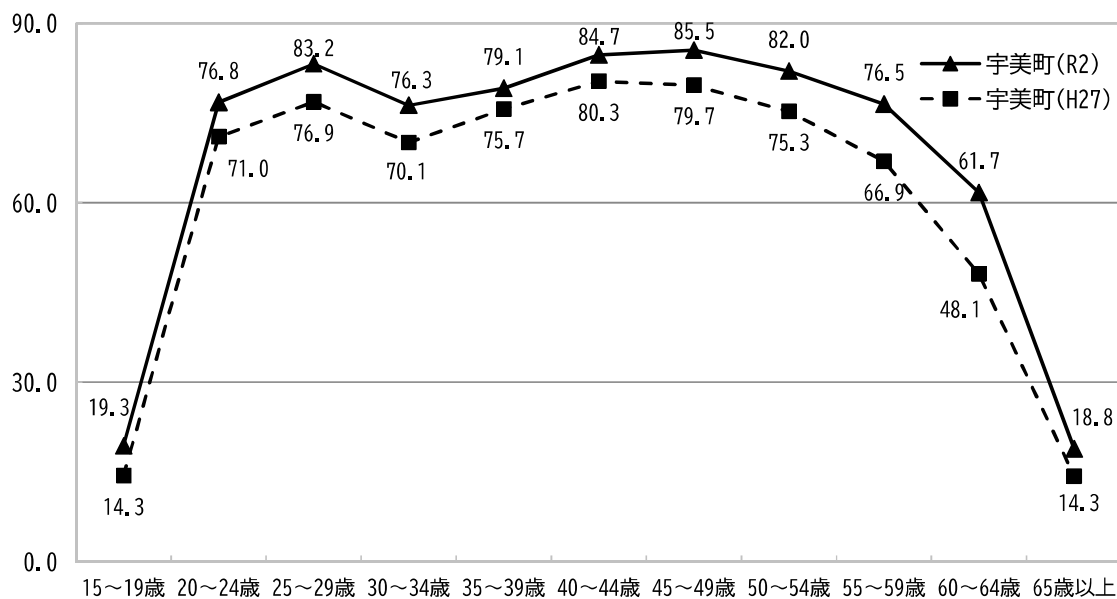
【宇美町の就業者数の推移】

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性就業者数	9,890	10,205	10,590	9,888	9,679	9,401
女性就業者数	6,605	7,403	7,855	7,589	7,622	7,696

資料／総務省「国勢調査」

【宇美町における女性の年齢別労働力率】



資料／総務省「国勢調査」

※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

第1章 計画の策定にあたって

(3) 各種アンケート調査の結果

① 各種アンケート調査の概要

【子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要】

	就学前児童（乳幼児）保護者用調査	小学生保護者用調査
調査目的	本町の子育て中の保護者の子育てに関する実態や意識、要望等の把握	
調査対象者	町内在住の就学前児童（0～5歳児）の保護者	町内在住の小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）	郵送配布－郵送回収 （礼状兼協力依頼はがき使用）
標本数	1,000人	750人
有効回収数（率）	596人（59.6%）	457人（60.9%）
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月31日（回収予備期間含む）	

【子どもの生活に関するアンケート調査の概要】

	小学生及び保護者調査	中学生及び保護者調査
調査目的	本町のこどもの生活状況の実態や家庭の状況、生活環境についての意識やニーズ等の把握	
調査対象者	町内在住の小学5年生及びその保護者	町内在住の中学2年生及びその保護者
調査方法	＜公立小学校＞ 児 童：タブレット端末（WEB 回答） 保護者：児童を通じた配布・提出 ＜上記以外の児童・保護者＞ 郵送配布－郵送回収	＜公立小学校＞ 生 徒：タブレット端末（WEB 回答） 保護者：生徒を通じた配布・提出 ＜上記以外の生徒・保護者＞ 郵送配布－郵送回収
標本数	児童・保護者 各 372人	生徒・保護者 各 390人
有効回収数（率）	児 童：338人（90.9%） 保護者：311人（83.6%）	生 徒：326人（83.6%） 保護者：280人（71.8%）
調査期間	令和6年1月30日～令和6年2月29日（回収予備期間含む）	

【子ども・若者の意識と生活に関する調査の概要】

	13～18歳調査	18～39歳調査
調査目的	本町の若者が日頃どのような生活を営み、どのような考え方を持っているか、町の子ども・若者支援策等についての要望・意見等の把握	
調査対象者	町内在住の13～18歳男女	町内在住の18～39歳男女
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送・WEB 回収 （礼状兼協力依頼はがき1回使用）	郵送配布－郵送・WEB 回収 （礼状兼協力依頼はがき1回使用）
標本数	400人	400人
有効回収数（率）	153人（38.3%）	102人（25.5%）
調査期間	令和6年1月24日～令和6年3月8日（回収予備期間含む）	

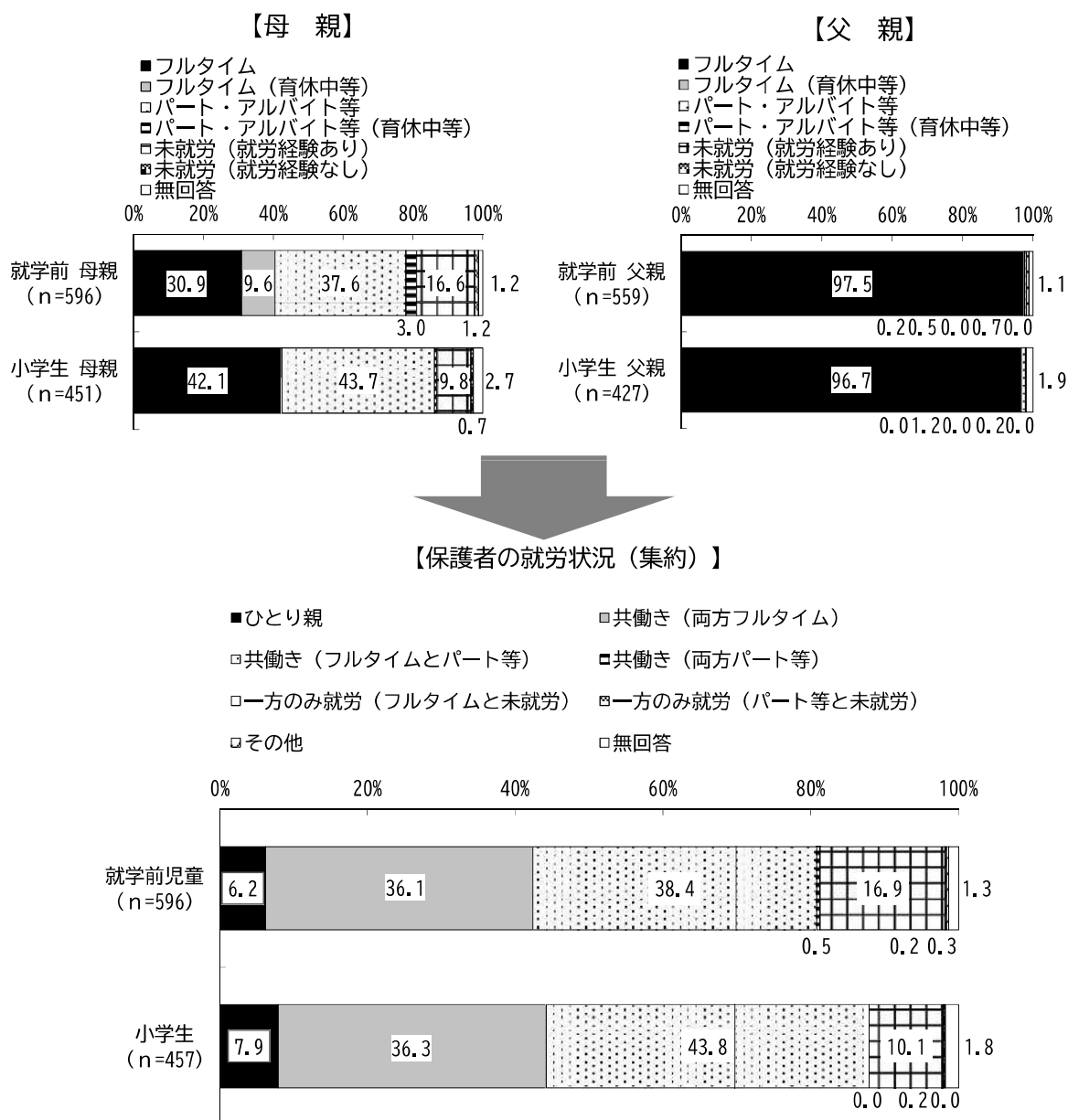
② 各種アンケート調査の主な結果

1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

ア) 保護者の就労状況

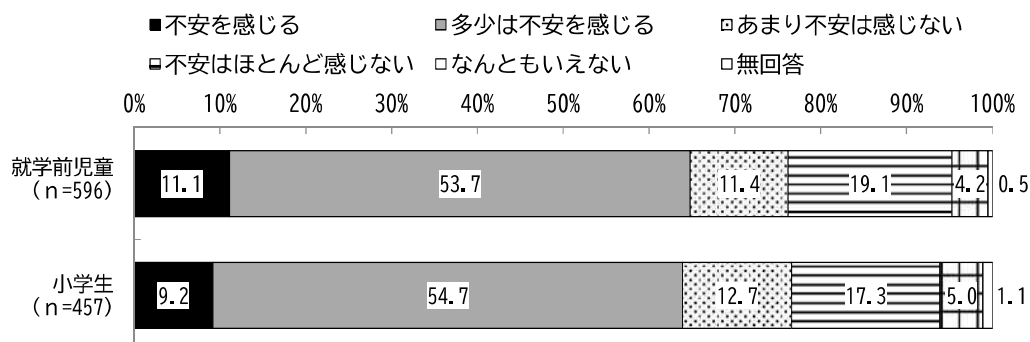
保護者の就労状況について、父母別にみると、父親は就学前児童・小学生ともに「フルタイム」の就労者が95%超と大半を占めています。就学前児童の母親は、「パート・アルバイト等」の就労者が37.6%と最も多いものの、「フルタイム」も3割強となっており、就労形態が多様化しています。一方、小学生の母親は、「パート・アルバイト等」が43.7%、「フルタイム」の就労者が42.1%と就学前児童の母親に比べて就労が多くなっています。

父母別の就労状況をもとに保護者の就労状況を整理すると、「共働き（両方フルタイム）」「共働き（フルタイムとパート等）」「共働き（両方パート等）」を合わせた共働き家庭の割合が就学前児童保護者：75.0%、小学生保護者：80.1%となっています。



イ) 子育てに関する不安感

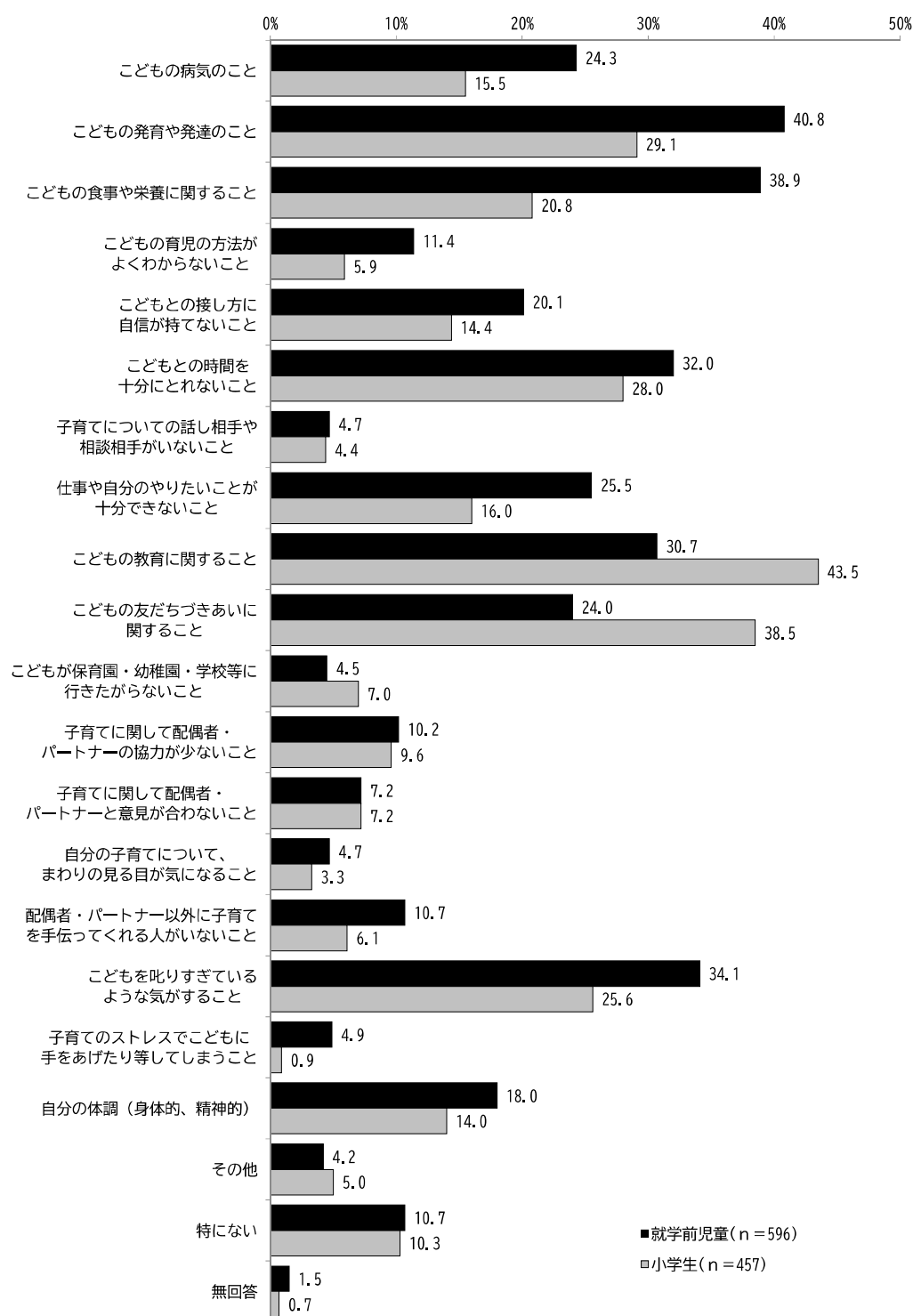
子育てに関する不安感について、『不安を感じる』（「不安を感じる」＋「多少は不安を感じる」）人の割合は、就学前児童保護者が64.8%、小学生保護者が63.9%で、いずれも過半数が不安を感じています。



ウ) 子育てに関する悩みや気になること

就学前児童保護者に、子育てに関する悩みや気になることをたずねたところ、「こどもの発育や発達のこと」(40.8%)の割合が最も多く、次いで「こどもの食事や栄養に関すること」(38.9%)、「こどもを叱りすぎているような気がする」(34.1%)、「こどもとの時間を十分にとれないこと」(32.0%)となっています。

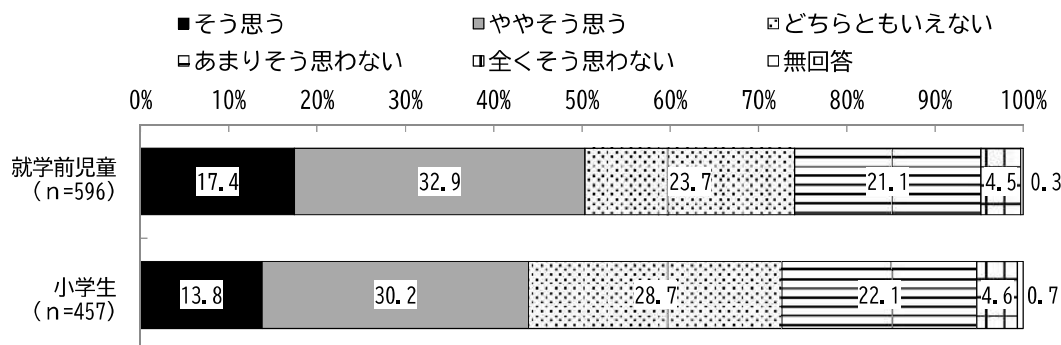
小学生保護者に、子育てに関する悩みや気になることをたずねたところ、「こどもの教育に関すること」(43.5%)の割合が最も多く、次いで「こどもの友だちづきあいに関すること」(38.5%)、「こどもの発育や発達のこと」(29.1%)、「こどもとの時間を十分にとれないこと」(28.0%)となっています。



第1章 計画の策定にあたって

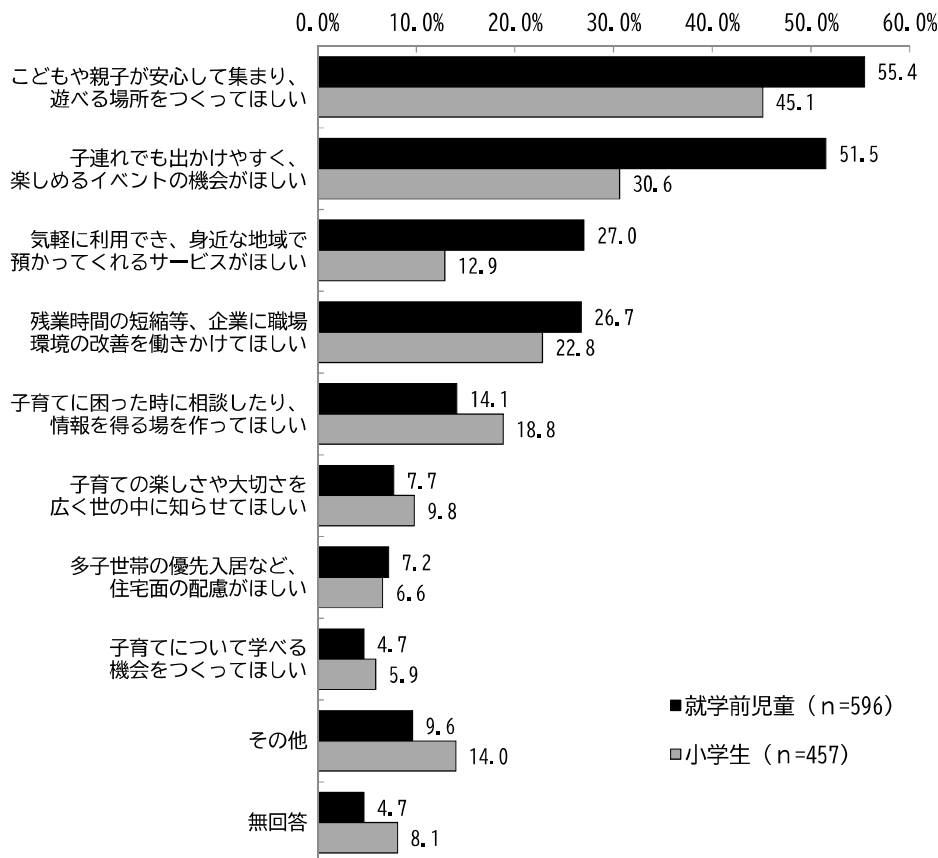
エ) 宇美町の子育て環境（結婚・妊娠・出産しやすいまち）の評価

宇美町は結婚・妊娠・出産できるような環境・社会であるかどうか、総合的に評価してもらったところ、『思う』（「思う」＋「やや思う」）が就学前児童保護者：50.3%、小学生保護者：44.0%となっています。



オ) 充実を図ってほしい子育て支援

充実を図ってほしい支援は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」（就学前児童保護者：55.4%、小学生保護者：45.1%）の割合が最も多くなっています。

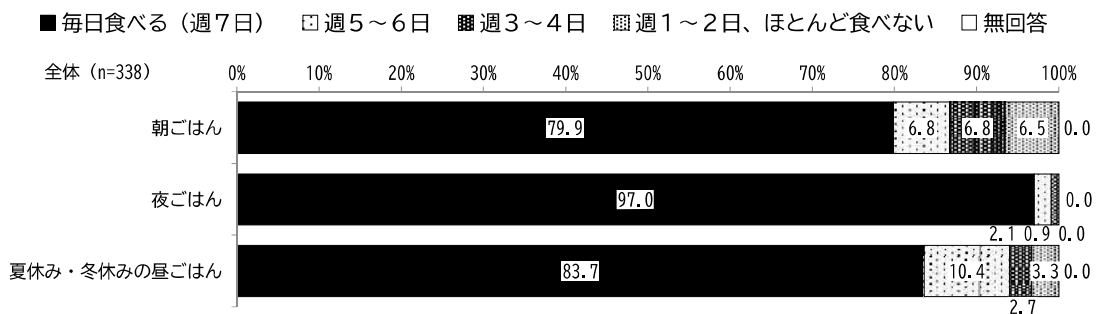


2) 子どもの生活に関するアンケート調査

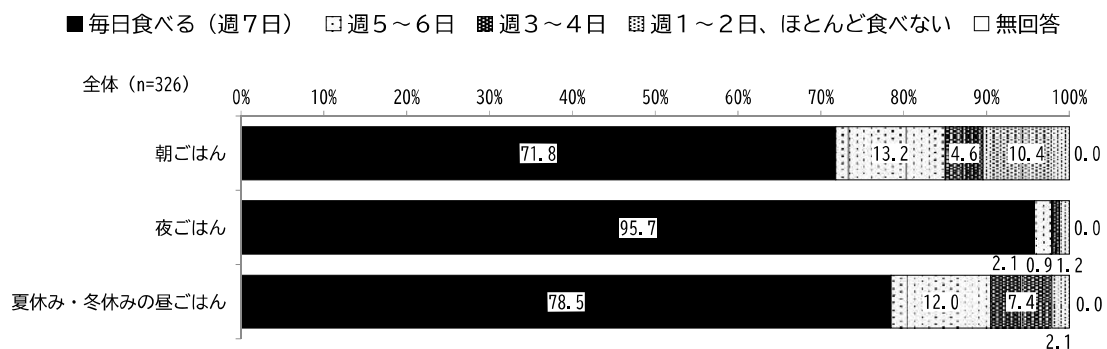
ア) 1週間の食事の頻度（小・中学生本人の回答）

1週間の食事の頻度について、小学生・中学生ともに、朝ごはん、夜ごはん、夏休み・冬休みの昼ご飯の昼ご飯いずれにおいても、「毎日食べる（週7日）」が最も多く、71.8%～97.0%となっています。

【1週間の食事の頻度（小学生）】

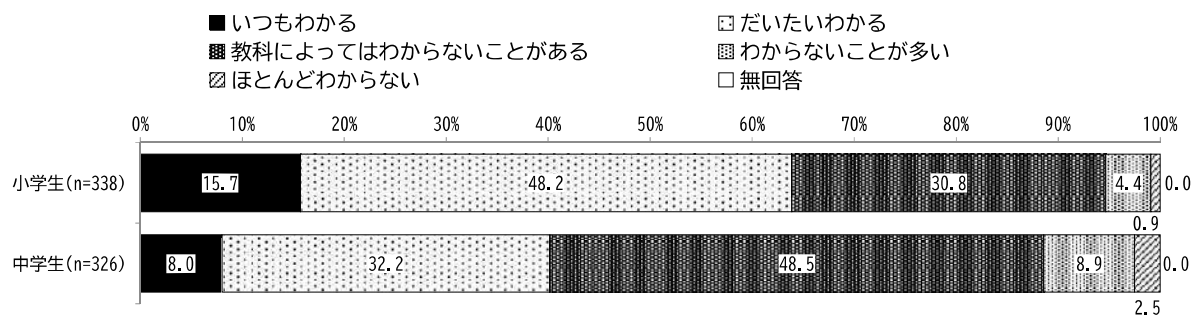


【1週間の食事の頻度（中学生）】



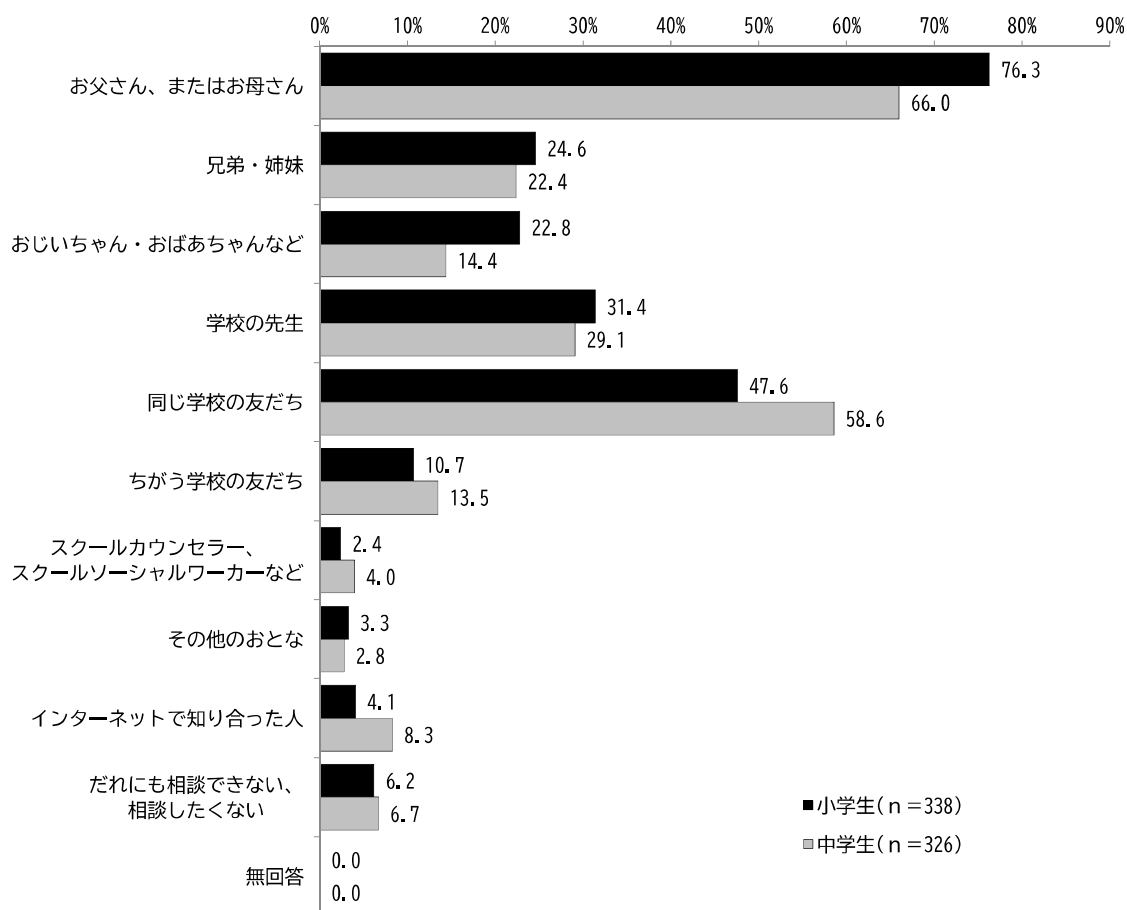
イ) 学校の授業の理解度（小・中学生本人の回答）

学校の授業で分からないことがあるかについて、小学生は「だいたいわかる」が48.2%で最も多く、中学生は「教科によってはわからないことがある」が48.5%で最も多くなっています。



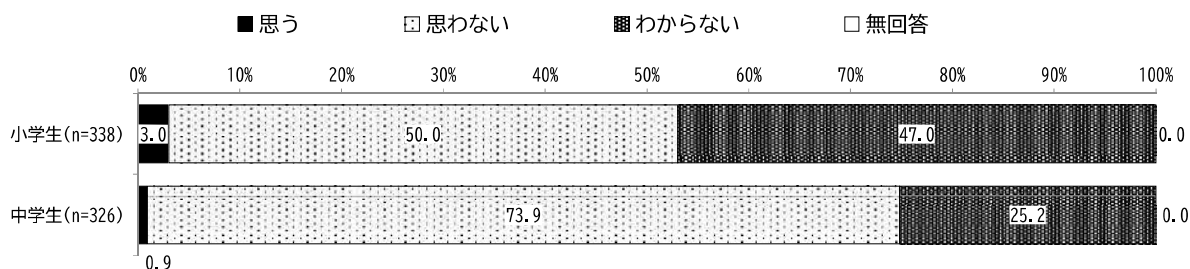
ウ) 困りごとや悩みを相談できると思う人（小・中学生本人の回答）

あなたが相談できると思う人について、小学生・中学生ともに「お父さん、またはお母さん」が最も多く、小学生で76.3%、中学生で66.0%となっています。また「同じ学校の友だち」では、小学生（47.6%）に比べ中学生（58.6%）で11ポイント高くなっています。



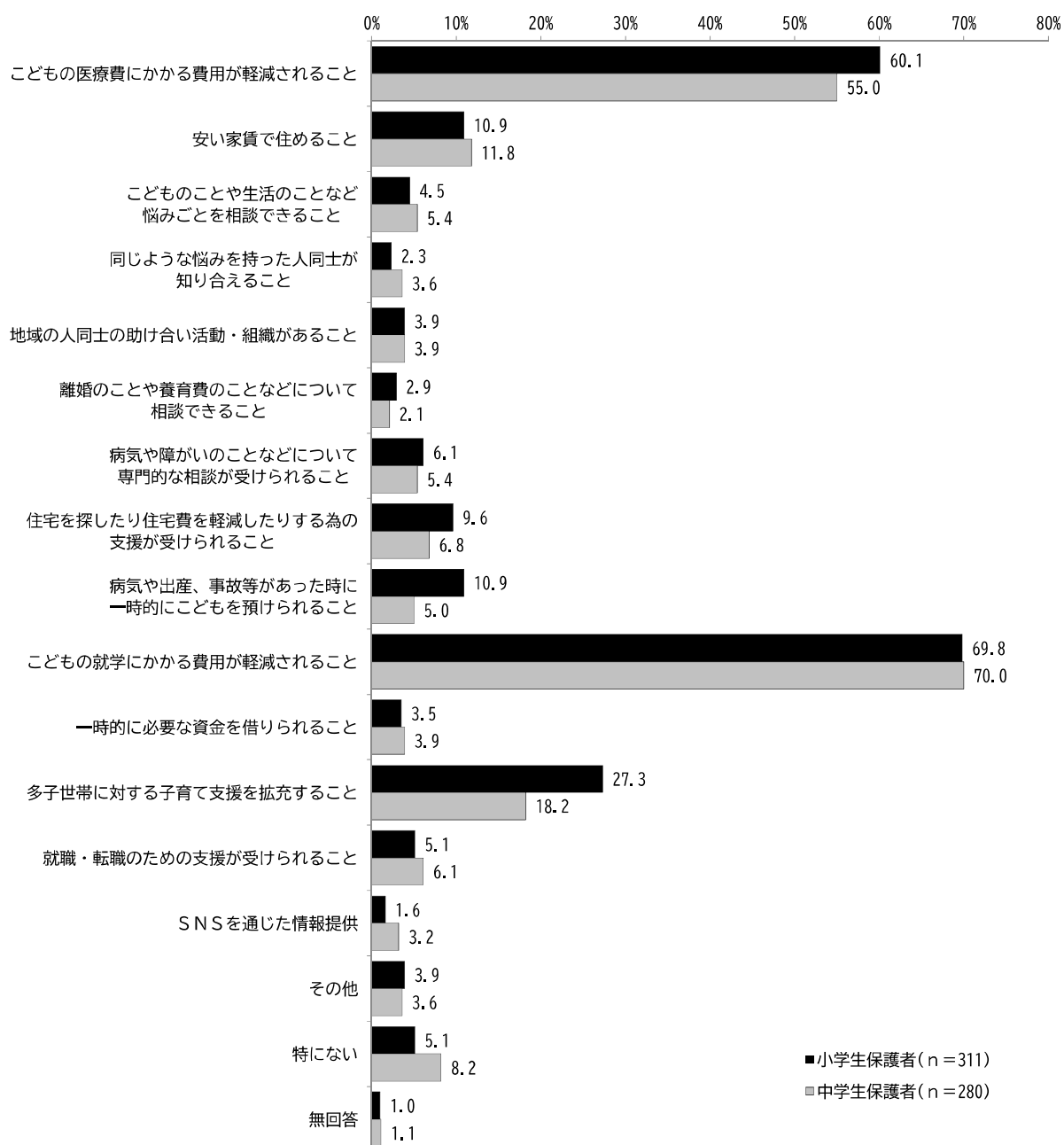
エ) 自分のことをヤングケアラーだと思うか（小・中学生本人の回答）

あなたは自分のことを「ヤングケアラー」だと思いますかについて、小学生・中学生ともに「思わない」が最も多く、小学生で50.0%、中学生で73.9%となっています。



オ) 現在必要としている、または特に重要だと思う支援（小・中学生保護者の回答）

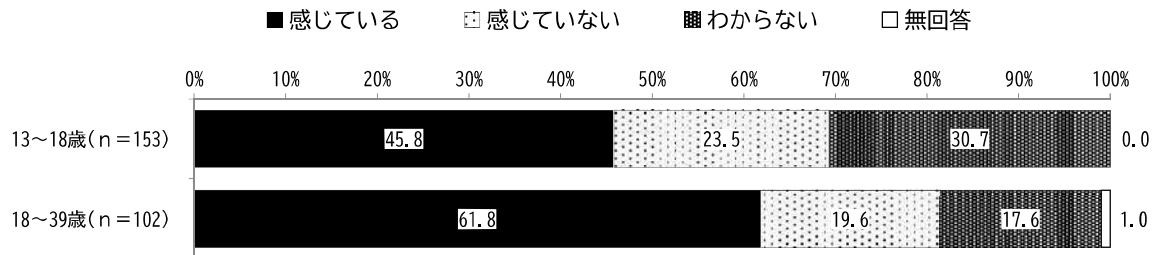
現在必要としている、特に重要だと思う支援等について、小学生保護者・中学生保護者ともに「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多く、7割となっています。



3) 子ども・若者の意識と生活に関する調査

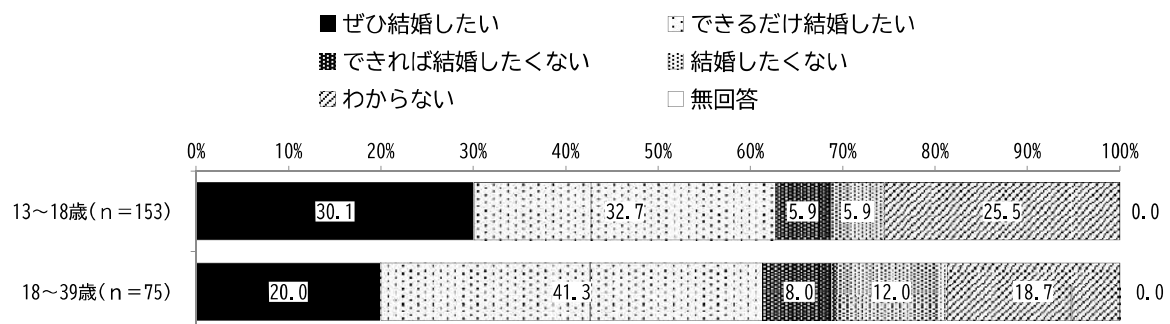
ア) 将来への不安

将来への不安について、「感じている」の割合は、13～18歳で45.8%、18～39歳で61.8%となっています。



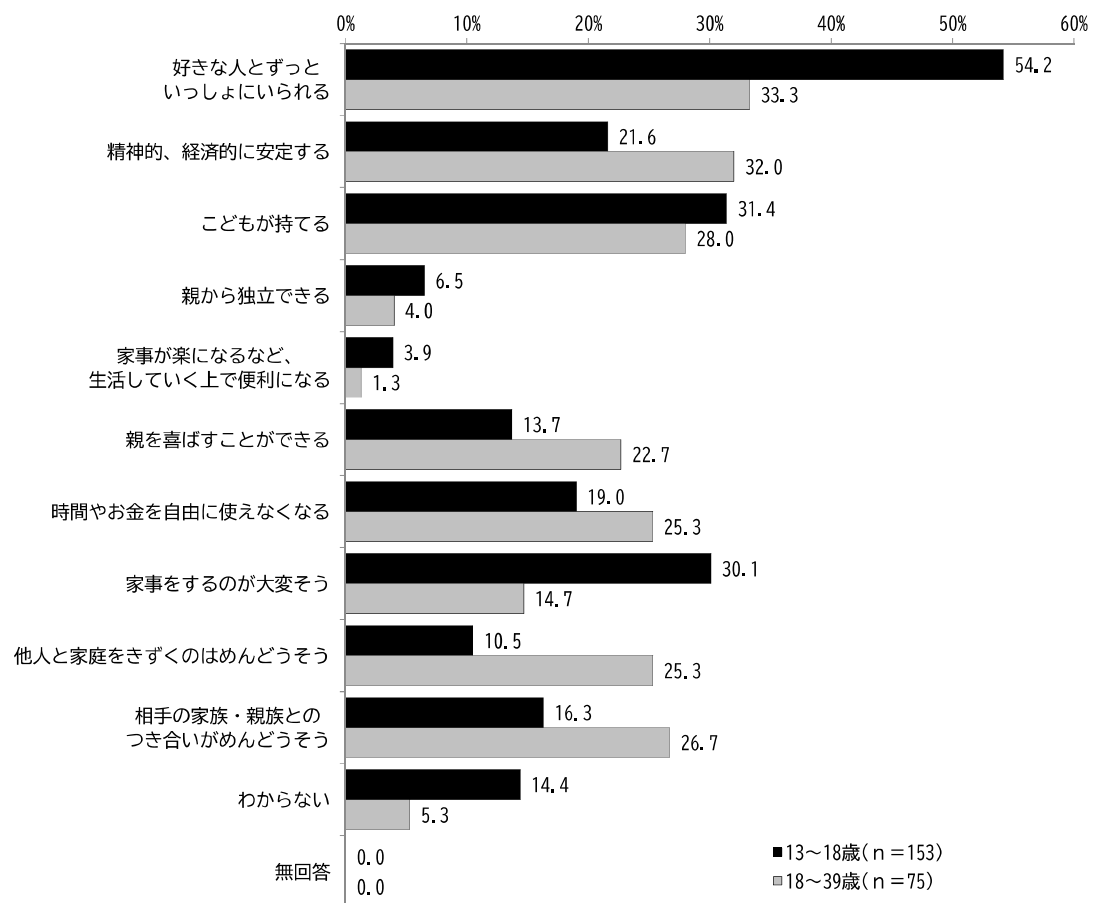
イ) 結婚願望

結婚願望について、「ぜひ結婚したい」「できるだけ結婚したい」を合わせた割合は、13～18歳で62.8%、18～39歳で61.3%となっています。「できれば結婚したくない」「結婚したくない」を合わせた割合は、13～18歳で11.8%、18～39歳で20.0%となっています。



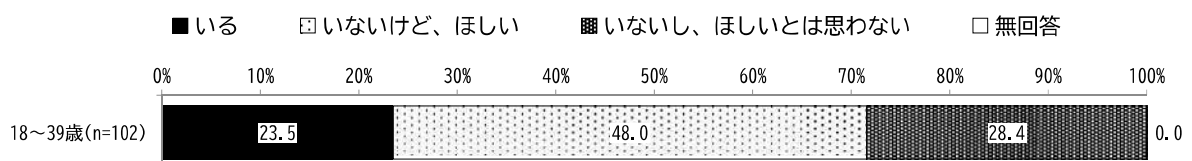
ウ) 結婚へのイメージ

結婚へのイメージについて、13～18歳では「好きな人とずっといっしょにいられる」「こどもが持てる」「家事をするのが大変そう」の順に割合が多く、18～39歳では「好きな人とずっといっしょにいられる」「精神的、経済的に安定する」「こどもが持てる」の順に割合が多くなっています。また、18～39歳では「時間やお金を自由に使えなくなる」「他人と家庭をきずくのはめんどうそう」「相手の家族・親族とのつき合いがめんどうそう」の割合も2割半ばとなっています。



エ) こどもの有無

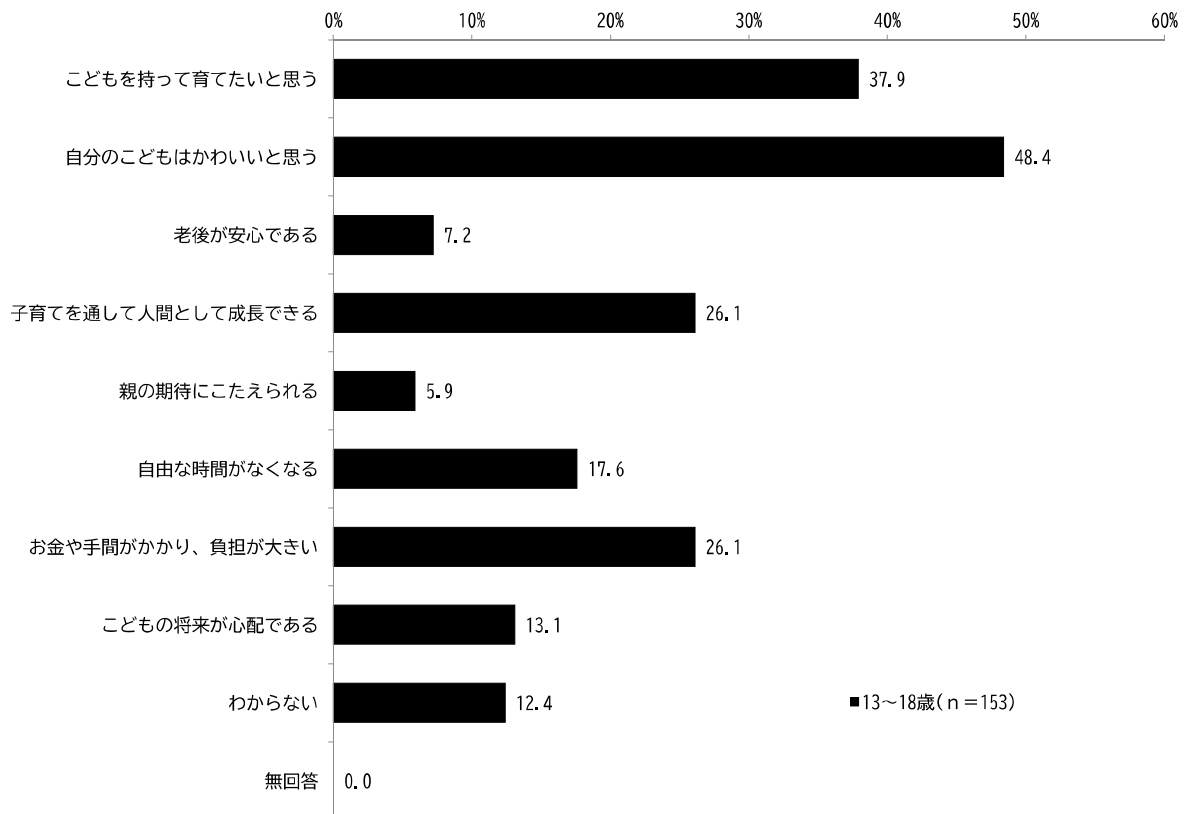
こどもの有無について、18～39歳では「いないけど、ほしい」の割合が48.0%、「いないし、ほしいとは思わない」の割合が28.4%となっています。



第1章 計画の策定にあたって

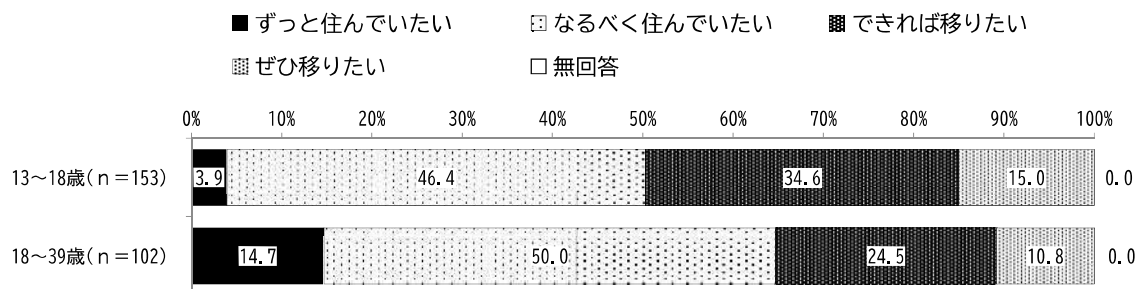
オ) こどもを持つことのイメージ

こどもを持つことのイメージについて、13～18歳では「自分のこどもはかわいいと思う」「こどもを持って育てたいと思う」「子育てを通して人間として成長できる」「お金や手間がかかり、負担が大きい」の順に割合が多くなっています。



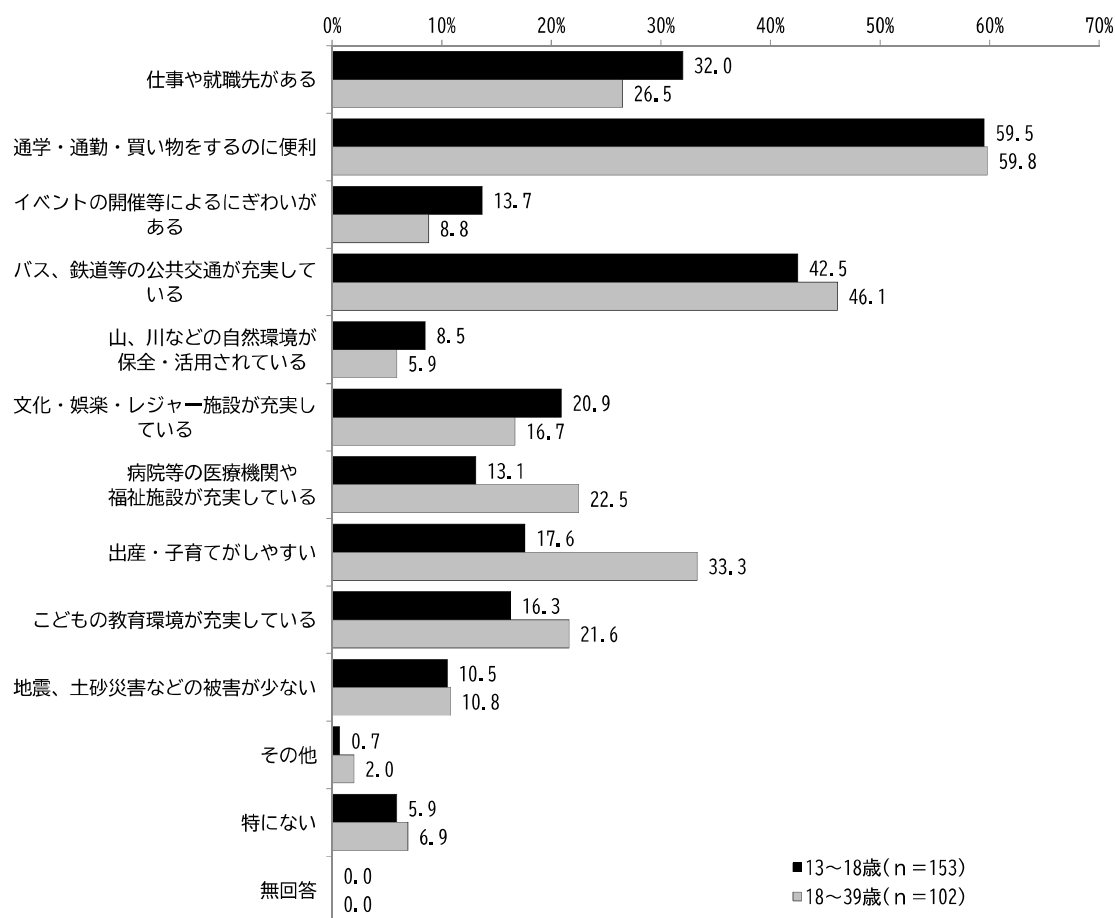
カ) 宇美町での今後の居住意向

宇美町での今後の居住意向について、「できれば移りたい」「ぜひ移りたい」を合わせた割合は、13～18歳で49.6%、18～39歳で35.3%となっています。



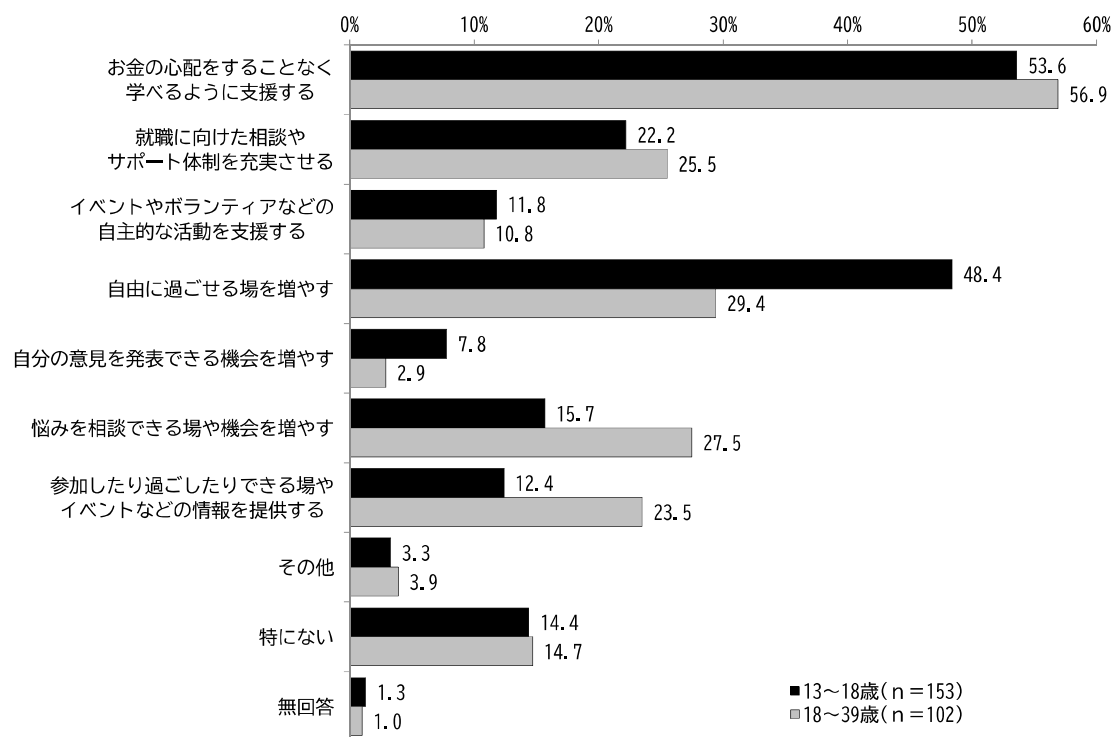
キ) 宇美町に暮らし続けるために整える必要がある環境

宇美町に暮らし続けるために整える必要がある環境について、13～18歳では「通学・通勤・買い物をするのに便利」「バス、鉄道等の公共交通が充実している」「仕事や就職先がある」の順に割合が多く、18～39歳では「通学・通勤・買い物をするのに便利」「バス、鉄道等の公共交通が充実している」「出産・子育てがしやすい」「仕事や就職先がある」の順に割合が多くなっています。

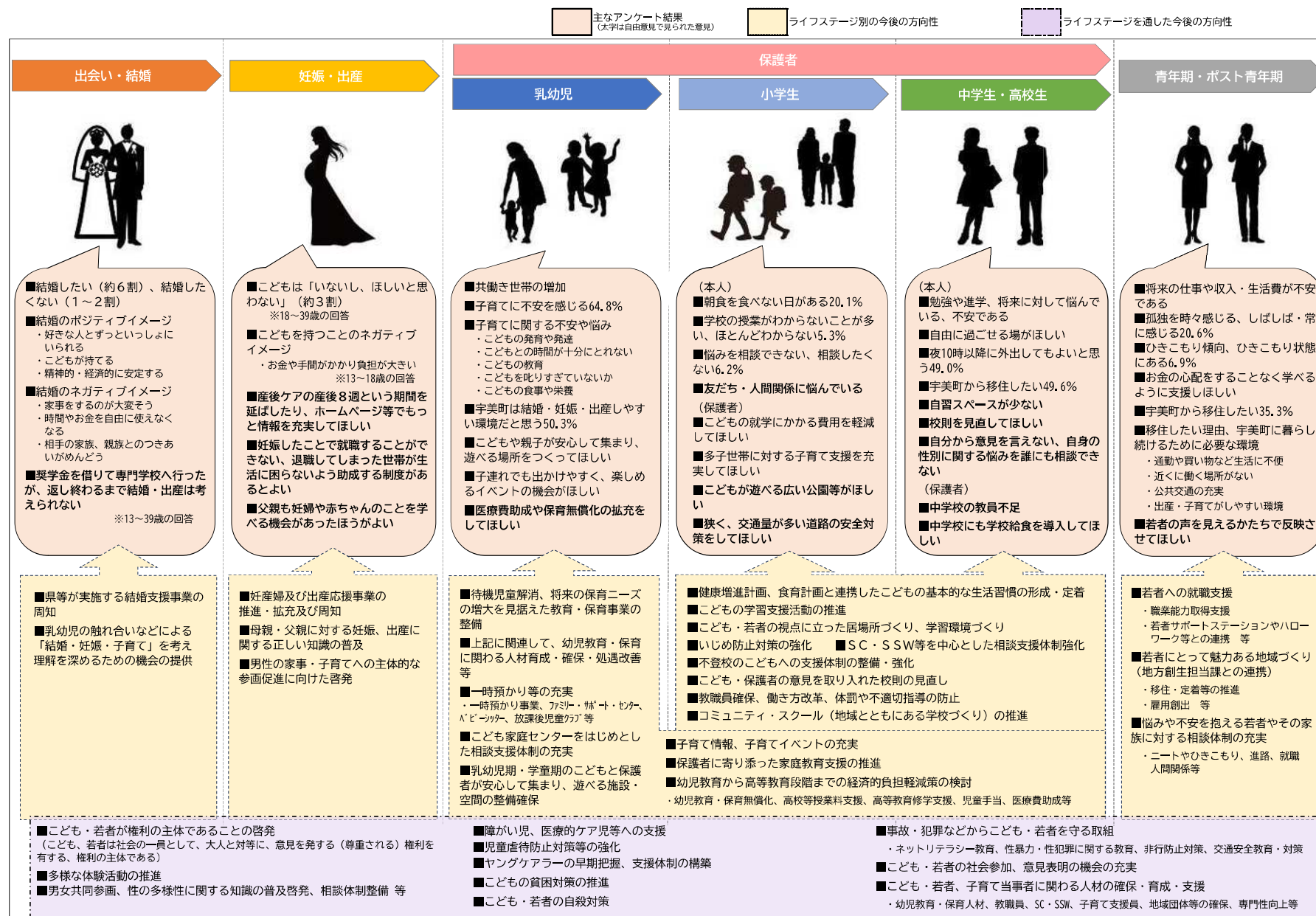


ク) 若者のために宇美町に必要な取組

若者のために宇美町に必要な取組について、13～18歳では「お金の心配をすることなく学べるように支援する」「自由に過ごせる場を増やす」「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」の順に割合が多く、18～39歳では「お金の心配をすることなく学べるように支援する」「自由に過ごせる場を増やす」「悩みを相談できる場や機会を増やす」の順に割合が多くなっています。



(4) 各種アンケート調査からみえる現状・課題・要望と今後の方向性の整理



(5) 第二期子ども・子育て支援事業計画の成果と課題

第二期子ども・子育て支援事業計画では、計画の着実な推進を図るために、宇美町独自に各事業の成果指標を定めて、これまでの計画の進捗状況を、各項目について検証しました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、交流イベントや体験活動イベント、研修会等の実施が困難な状況がみられましたが、赤ちゃん健診や乳幼児健康診査受診率、妊娠期中の支援が必要な妊婦への保健指導実施率等は高い水準を維持しています。

今後も引き続き、各事業の周知をしていくとともに、こどもや保護者の様々なニーズに対応できるよう、事業の内容を充実させていく必要があります。

事業名	成果指標	目標値 (令和6年)	実績値 (令和5年)
子育て支援センターの機能の充実	利用者数 (講座・サロンを含む)	1か所 7,500人	1か所 7,356人
放課後児童クラブ (学童保育)の推進	実施クラブ数	11クラブ	11クラブ
	入所者数	456人	435人
ファミリー・サポート・センター事業の拡充	講習会実施回数	5回×2期	5回×2期
	会員数	200人	162人
	活動回数	79回	71回
乳幼児健康診査の充実	各乳幼児健診受診率 (受診者数/対象者数) ・4か月児健診 ・7か月児健診 ・1歳6か月児健診 ・3歳児健診 ・幼児健診での歯科健診 及びブラッシング指導、 フッ素塗布の実施	4か月児健診 96.0% 7か月児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 97.0%	4か月児健診 97.6% 7か月児健診 99.3% 1歳6か月児健診 97.5% 3歳児健診 97.2%
未熟児養育医療対象児の母子訪問	必要な家庭への訪問実施率	100%	100% (3件/3件)
妊娠出産期の保健指導 及び相談の充実	必要な妊婦相談及び保健 指導実施率	100%	100% (116件/116件)
	必要な妊婦への訪問実施率	100%	100% (10件/10件)
乳幼児期及び学童期の健康相談と指導の充実	赤ちゃん健診参加率 (受診者数/対象者数)	75.0%	83.7%
家庭教育に関する学習 機会や情報の提供	家庭教育講座実施回数	16回	7回 ※内容、実施方法 を検討の上、実施
保育体験や世代間交流の推進	中学校での子育てサロン 実施回数 ※令和5年度より一部の小学校でも実施	宇美東中：7回/年 宇美南中：6回/年 宇美中：6回/年	宇美東中：3回/年 宇美南中：3回/年 宇美中：3回/年 原田小：2回/年

第1章 計画の策定にあたって

事業名	成果指標	目標値 (令和6年)	実績値 (令和5年)
世代間交流の推進	世代間交流子育てサロン 実施回数	7回/年	9回/年
地域の交流の場の整備	地域子ども教室の実施か所数	2校区	1校区 (井野小学校区)
子どもの体験活動の推進	ふみの里まなびの森フェスタ 開催回数、参加者数	1回/年 767人	ふみの里まなびの 森フェスタ終了 →交流イベントの 実施 1回/年実施 約500人
	チャレンジクラブの参加者数 (延べ人数)	600人	チャレンジクラブ 廃止 →中央公民館講座 「ビビっと★うみ ラボ」の実施 262人
町立図書館の機能の充実	読書ボランティアと共働で開 催するおはなし会の実施回数	48回/年	48回/年
	子ども(18歳以下の町民) の貸出点数	45,000点/年	31,197点/年
障がい児保育の充実	研修の実施回数	3回/年	0回/年 ※新型コロナウイルス感染防止のため実施できませんでしたが、「すくすく」の主任保育士が電話等で各園の気になる児童について助言や指導を行いました。
	「すくすく」巡回園数	9か所	10か所
子育てボランティアの育成	サポーター養成講座の 開催回数	1回/3年	令和6年度に 実施予定